

議第141号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後								
別表第6（第2条関係） 建築関係					別表第6（第2条関係） 建築関係								
手数料を徴収する事務			手数料の額		手数料を徴収する事務			手数料の額					
			単位	金額				単位	金額				
1～48 略					1～48 略								
49 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合	建築物	1棟につき	52,000円 <u>（適合証の提出がある場合は7,000円、</u> 評価書の提出がある場合は <u>18,000円）</u>	49 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合	建築物	1棟につき	51,000円 <u>（確認書又は評価書の提出がある場合は13,000円）</u>				
第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物の床面積の合計	ア 500平方メートル以下のもの	建築物	1棟につき	124,000円 <u>（適合証の提出がある場合は14,000円、</u> 評価書の提出がある場合は <u>6</u>	第87号）第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物の床面積の合計	ア 500平方メートル以下のもの	建築物	1棟につき	122,000円 <u>（確認書又は評価書の提出がある場合は25,000円）</u>

優良住宅
建築等計
画のうち
住宅の新
築に係る
認定の申
請又は当
該計画の
変更の認
定の申請
(同法第
8条第1
項の規定
に基づく
当該申請
に限るも
のとし、
同法第9
条第1項
の規定に
基づく当
該申請は
除く。)
に対する
審査

			8,000円)
イ 500	建築物	1棟に	198,000
平方メー		つき	円
トルを超			(適合証の提出
え1,0			がある場合は2
00平方			5,000円,
メートル			評価書の提出が
以下のも			ある場合は10
の			9,000円)
ウ 1,0	建築物	1棟に	392,000
00平方		つき	円
メートル			(適合証の提出
を超え			がある場合は3
3,00			6,000円,
0平方メ			評価書の提出が
ートル以			ある場合は20
下のもの			6,000円)
エ 3,0	建築物	1棟に	703,000
00平方		つき	円
メートル			(適合証の提出
を超え			がある場合は6
5,00			9,000円,
0平方メ			評価書の提出が
ートル以			ある場合は35
下のもの			4,000円)
オ 5,0	建築物		1,209,0

優良住宅
建築等計
画のうち
住宅の新
築に係る
認定の申
請又は当
該計画の
変更の認
定の申請
(同法第
8条第1
項の規定
に基づく
当該申請
に限るも
のとし、
同法第9
条第1項
及び第3
項の規定
に基づく
当該申請
は除く。)
に対する
審査

イ 500	建築物	1棟に	195,000
平方メー		つき	円
トルを超			(確認書又は評
え1,0			価書の提出があ
00平方			る場合は41,
メートル			000円)
以下のも			
の			
ウ 1,0	建築物	1棟に	386,000
00平方		つき	円
メートル			(確認書又は評
を超え			価書の提出があ
3,00			る場合は69,
0平方メ			000円)
ートル以			
下のもの			
エ 3,0	建築物	1棟に	692,000
00平方		つき	円
メートル			(確認書又は評
を超え			価書の提出があ
5,00			る場合は11
0平方メ			2,000円)
ートル以			
下のもの			
オ 5,0	建築物		1,190,0

00平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1棟につき	00円 (適合証の提出がある場合は119,000円, 評価書の提出がある場合は545,000円)
カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	2,237,000円 (適合証の提出がある場合は196,000円, 評価書の提出がある場合は992,000円)
キ 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	3,197,000円 (適合証の提出がある場合は241,000円, 評価書の提出がある場合は1,353,000円)

00平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1棟につき	00円 (確認書又は評価書の提出がある場合は171,000円)
カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	2,202,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は291,000円)
キ 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	3,147,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は368,000円)

			ク 30,000平方メートルを超えるもの	建築物1棟につき	3,917,000円 (適合証の提出がある場合は257,000円, 評価書の提出がある場合は1,636,000円)			ク 30,000平方メートルを超えるもの	建築物1棟につき	3,856,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は418,000円)			
50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画のうち住宅の新築以外に係る認定の申	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合			建築物1棟につき	80,000円 (適合証の提出がある場合は10,000円)	50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画のうち住宅の新築以外に係る認定の申	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合		建築物1棟につき	77,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は20,000円)			
		(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物	ア 500平方メートル以下のもの	建築物1棟につき			189,000円 (適合証の提出がある場合は21,000円)	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物	ア 500平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	183,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は38,000円)
				イ 500平方メートルを超える1,000平方メートル	建築物1棟につき			303,000円 (適合証の提出がある場合は38,000円)			イ 500平方メートル	建築物1棟につき	293,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は62,000円)

請又は当該計画の変更の認定の申請（同法第8条第1項の規定に基づく当該申請に限るものとし、同法第9条第1項の規定に基づく当該申請は除く。）に対する審査

以下のもの		
ウ 1, 000平方メートルを超え3, 000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	600, 000円 (適合証の提出がある場合は54, 000円)
エ 3, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1, 075, 000円 (適合証の提出がある場合は102, 000円)
オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1, 849, 000円 (適合証の提出がある場合は176, 000円)

請若しくは当該計画の変更の認定の申請（同法第8条第1項の規定に基づく当該申請に限るものとし、同法第9条第1項及び第3項の規定に基づく当該申請は除く。）又は同法第5条第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の

以下のもの		
ウ 1, 000平方メートルを超え3, 000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	579, 000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は104, 000円)
エ 3, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1, 038, 000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は168, 000円)
オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1, 785, 000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は257, 000円)

カ 10, 000平方メートルを超える20,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	3,422,000円 (適合証の提出がある場合は291,000円)
キ 20,000平方メートルを超える30,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	4,889,000円 (適合証の提出がある場合は358,000円)
ク 30,000平方メートルを超えるもの	建築物1棟につき	5,989,000円 (適合証の提出がある場合は382,000円)

51～53 略

認定の申請若しくは当該計画の変更の認定の申請に対する審査

カ 10, 000平方メートルを超える20,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	3,304,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は436,000円)
キ 20,000平方メートルを超える30,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	4,721,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は553,000円)
ク 30,000平方メートルを超えるもの	建築物1棟につき	5,784,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は628,000円)

51～53 略

備考

1・2 略

3 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、長期優良住宅建築等計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の長期優良住宅建築等計画）について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号（同号ロを除く。）及び第5号に規定する基準に適合していることに関する技術的審査を行った上で、当該適合していることを証するものとして交付するものをいう。

4 「評価書」とは、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。

備考

1・2 略

3 「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項の確認書（当該確認書の写しを含む。）をいう。

4 「評価書」とは、品確法第6条の2第4項の規定により確認の結果が記載された住宅性能評価書（当該住宅性能評価書の写しを含む。）をいう。

付 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。